

## 世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世羅町合併20周年記念事業の提案型事業として、自主的に企画及び運営をする事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、（以下「補助対象団体」という。）は、世羅町住民自治組織台帳に登載された各地区自治センターエリアを単位とする住民自治組織（大組織）、又は、次に掲げる全てに該当する団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、代表者及び主たる構成員が世羅町民である団体
- (2) 世羅町内で活動している団体
- (3) 政治活動、宗教的活動を主たる目的としない団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象団体の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世羅町合併20周年を記念し実施する事業
- (2) 既存事業の場合は、新たな創意工夫を取り入れた事業
- (3) 町内外の者が広く参加することができる事業
- (4) 補助対象団体が自主的に企画及び運営をする事業
- (5) 令和7年3月31日までに完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象から除くものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治、宗教又は思想的活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (5) 前各号に掲げるほか、町長が不適切と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いたものとする。

- (1) 食糧費
- (2) 補助対象団体構成員の日当等の人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 交際費、慶弔費
- (5) 前各号に掲げるほか、町長が不適切と認めるもの  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費とし、その限度額は20万円とする。

2 補助金の交付の回数は、同一団体に対し1回とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、交付申請書（様式第1号）により申請するものとし、その提出期限は、町長が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金交付を適当と認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは不交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更及び中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体は、補助対象事業内容の変更により補助金の額に変更を及ぼすとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（様式第4号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ町長に申請し承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象団体は、当該年度における補助対象活動の事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）により町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該書類を審査し、補

助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により、補助対象団体に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第11条 補助対象団体が補助金の交付を請求するときは、前条に規定する補助金の額の確定後に交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、第8条の規定により交付決定した額以内において、補助金を概算払することができる。

3 補助対象団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定後に交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

4 概算払により交付した補助金の額と補助金の変更等の額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（補助金交付決定の取消等）

第12条 町長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（2） 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。

（3） その他法令等に違反する等、補助することが不相当と認められる事実があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

世羅町長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付申請書

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の経費所要額 円
- 4 交付申請額 円
- 5 補助事業等の実施予定年月日 年 月 日～ 年 月 日
- 6 添付書類
  - ・事業計画書(別紙1)
  - ・収支予算書(別紙2)
  - ・申請団体の概要(別紙3)
  - その他関係資料

(別紙1)

## 事業計画書

### 1 事業の目的

### 2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

事業内容	総事業費	財源			備考
		町補助金	その他	自己資金	

### 3 事業実施予定年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

(別紙2)

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
計		

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
計		

(別紙3)

申請団体の概要

団 体 名		代表者	
所 在 地			
設立年月日	年	月	構成員数 人
主な活動実績			
担当者連絡先	担当者 (役職 ) 住所 〒 電話 ( ) FAX ( ) E-mail		

※ 団体の規約その他の団体の資料があれば、添付してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

世羅町長

世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので、世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 交付決定額 円

3 交付条件



様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

世羅町長

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった事業について、次の理由により補助金の交付はできませんので世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

<理由>

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金変更申請書

世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の変更の理由及び内容
- 3 補助事業等の変更後の経費所要額 円
- 4 変更後の交付申請額 円
- 5 添付書類
  - ・補助金交付申請書の様式に準ずる。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金中止(廃止)承認申請書

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の理由により事業の中止(廃止)をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の中止(廃止)の理由

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金実績報告書

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の成果及び内容
- 3 補助事業等の経費精算額 円
- 4 補助金等の交付決定額 円
- 5 補助金等の既交付額 円
- 6 補助事業等の実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 7 添付書類
  - ・補助金等交付申請書の様式に準じて報告する。

第 号  
年 月 日

様

世羅町長

世羅町合併20周年記念提案型事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった世羅町合併20周年記念提案型事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、世羅町合併20周年記念提案型事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の確定額 円
- 3 補助金等の交付決定額 円
- 4 補助金等の既交付額 円

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定のあった世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金として、下記金額を交付されるよう世羅町合併 20 周年記念提案型事業補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
交付済み額 \_\_\_\_\_ 円  
今回請求額 \_\_\_\_\_ 円  
残 額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
名義(ふりがな)	